

海田町乳幼児等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

海田町長 竹野内啓佑

## 海田町規則第14号

海田町乳幼児等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 海田町乳幼児等医療費助成条例施行規則（昭和55年海田町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第2条の3を削る。

第3条ただし書中「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 保護者の所得状況を証明する書類（出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児等の申請に限る。）

第4条の2中「満15歳」を「満6歳」に改める。

第2条 海田町乳幼児等医療費助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海田町こども医療費助成条例施行規則

第1条中「海田町乳幼児等医療費助成条例」を「海田町こども医療費助成条例」に改める。

第3条中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第4条中「乳幼児等医療費受給者証」を「こども医療費受給者証」に改める。

第4条の2中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第5条第1項中「乳幼児等医療費受給者証再交付申請書」を「こども医療費受給者証再交付申請書」に改める。

第6条の見出し中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改め、同条第1項中「による乳幼児等医療費」を「によるこども医療費」に、「乳幼児等医療費支給申請書」を「こども医療費支給申請書」に改め、同条第2項中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改める。

第7条中「乳幼児等医療費受給者証記載事項等変更届」を「こども医療費受給者証記載事項等変更届」に改め、同条第2号中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第8条中「乳幼児等」を「こども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は

公布の日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の海田町乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る乳幼児等医療費受給者証の交付その他医療費を助成するために必要な準備行為は、同条の規定の施行の日前においても、行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の海田町子ども医療費助成条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る子ども医療費受給者証の交付その他医療費を助成するために必要な準備行為は、同条の規定の施行の日前においても、行うことができる。